

一般会計等財務書類に係る注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

② 無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法による原価法

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 6 年～50 年

工作物 7 年～50 年

物品 2 年～30 年

② 無形固定資産……………定額法

(ソフトウェアについては、当組合における見込利用期間(5 年)に基づく定額法によっています。)

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

未収金及び長期延滞債権について、過去 5 年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

② 退職手当引当金

退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち東根市外二市一町共立衛生処理組合へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

③ 賞与等引当金

翌年度 6 月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込

額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) 資金収支計算書における資金の範囲

現金及び現金同等物(東根市外二市一町共立衛生処理組合資金管理方針において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。)

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(6) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 建物、工作物、物品及びソフトウェアの計上基準

建物、工作物、物品及びソフトウェアについては、取得価額又は見積価格が 50 万円以上の場合に資産として計上しています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が 60 万円未満であるとき、又は固定資産の取得価額等のおおむね 10%未満相当額以下であるときに修繕費として処理しています。

2 重要な後発事象

該当事項はありません。

3 偶発債務

該当事項はありません。

4 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

② 一般会計等と普通会計の対象範囲に相違はありません。

③ 地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

(2) 貸借対照表に係る事項

① 減債基金に係る積立不足額 なし

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分(不足分)の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金および基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分(不足分)

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

① 既存の決算情報との関連性

	収入(歳入)	支出(歳出)
歳入歳出決算書	2,352,550,001 円	2,247,758,101 円
繰越金に伴う差額	△89,356,285 円	－円
資金収支計算書	2,263,193,716 円	2,247,758,101 円

② 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支	577,011,897 円
投資活動収支の国県等補助金収入	－円
未収債権額の増加額	12,500 円
棚卸資産の増加額	9,897,714 円
減価償却費	△510,182,167 円
賞与等引当金繰入額(増加額)	△1,783,963 円
退職手当引当金繰入額(増加額)	4,714,057 円
徴収不能引当金繰入額(増減額)	△2,745 円
資産売却益	1,319,999 円
資産除売却損	△864,129 円
純資産変動計算書の本年度差額	80,123,163 円

③ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額	500,000,000 円
一時借入金に係る利子額	－円